

2 事業者自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設の設置者から報告があった自主測定結果の概要は次のとおりです。なお、今回の報告施設数については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの採取測定分及び昨年度の公表までに報告がなかった平成27年3月31日以前の採取測定分です。

(1) 測定結果について

ア 排出ガス、焼却灰、ばいじん（単位 排出ガス：ng-TEQ/m³N、焼却灰・ばいじん：ng-TEQ/g）

特定施設名			報告対象施設数	報告施設数	休止等施設数 (未着工等を含む)	その他施設数**	測定結果		基準値	
							最小	最大		
廃棄物焼却炉	新設*	4t/h以上	1	0	1	0	—	—	0.1	
		2~4t/h	5	5	0	0	0.0000007	0.067	1	
		2t/h未満	46	33	11	2	0	2.2	5	
	既設*	4t/h以上	0	0	0	0	—	—	1	
		2~4t/h	18	12	6	0	0.0079	1.8	5	
		2t/h未満	70	51	16	3	0	150	10	
	計			140	101	34	5	—	—	
	焼却灰			137	98	34	5	0	0.7	
	ばいじん			117	78	34	5	0	11	

(*) 新設：法施行（平成12年1月15日）より後に設置した施設

既設：法施行（平成12年1月15日）日に設置されていた施設

(**) 分析中、測定日程調整中等の施設を計上しています。

イ 排水（単位 排水：pg-TEQ/L）

特定施設名	報告対象施設数	報告施設数	休止等施設数	測定結果		基準値
				最小	最大	
廃棄物焼却炉における廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	7	6	1	0	1.2	10
クラフトパルプ又はサルファイトパルプ製造用に供する塩素系漂白施設	2	1	1	0.0082	0.0082	10

(2) 基準の適合状況について

2施設の排出ガスについて基準値超過の報告がありました。

1施設については、直ちに施設の停止指導を行い、その後、施設が廃止されました。

もう1つの施設については、事業者が基準値超過の判明後に施設の改善措置を行い、再測定の結果、基準値内に改善したことが確認されております。

報告があったその他の施設、事業場については、全て基準に適合しています。

【排出ガスにおける基準値超過の概要】

ア 超過施設：2施設

イ 測定結果（単位：ng-TEQ/m³N）

（ア）測定値：150（基準値：10、廃止済み）

（イ）測定値：14（基準値：10、改善済み、改善措置後の測定値：2.2）